令和６年西東京市教育委員会第１回定例会会議録

１　日　　時　　令和６年１月23日（火）
　　開会　午後２時01分　　閉会　午後３時33分

２　場　　所　　田無第二庁舎４階　会議室

３　付議事件　　別紙議事日程のとおり

４　出席委員

教育長	木村	俊二
教育長職務代理者	米森	修一
委員	後藤	彰
委員	山田	章雄
委員	服部	雅子
委員	今井	ゆみ

５　出席職員

教育部長	松本	貞雄
教育企画課長	飯島	陽子
学務課長	近藤	直
教育指導課長	田村	孝夫
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事	三田	大樹
指導主事	佐伯	豊明
教育部副参与兼教育支援課長	田中	彰
社会教育課長	吉田	泰一
公民館長	福所	良幸
図書館長	徳山	好永

６　事務局　　教育企画課長補佐兼企画調整係長　佐々木　通

７　傍聴人　　2人

令和６年西東京市教育委員会第１回定例会議事日程

日　時　　令和６年１月23日（火）午後２時から
場　所　　田無第二庁舎４階　会議室

第　１　会議録署名委員の指名
第　２　報　告　事　項　(1)令和５年西東京市議会第４回定例会報告（教育関係）
(2)西東京市学校施設個別施設計画（素案）
(3)損害賠償の額の決定についての専決処分について（報告）
(4)令和６年（令和５年度）西東京市二十歳のつどい実施報告
(5)第２期西東京市文化財保存・活用計画（令和６年度～令和15年度）（素案）
(6)西東京市図書館計画（令和６年度～令和10年度）（素案）
(7)令和５年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について
第　３　そ　の　他

西東京市教育委員会会議録

令和６年第１回定例会
（１月23日）

午　後　２　時　01　分　開　会

議事の経過

○木村教育長　ただいまから令和６年西東京市教育委員会第１回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

では、会議に先立ちまして、本年１月１日に発生いたしました令和６年能登半島地震によりお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。恐れ入りますが、皆様御起立ください。黙禱。

〔黙禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。御着席ください。

○木村教育長　日程第１　会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村教育長　それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長　日程第２　報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど２回に分けて行いたいと存じます。

（１）令和５年西東京市議会第４回定例会報告（教育関係）、説明をお願いいたします。

○松本教育部長　それでは、令和５年第４回西東京市議会定例会に関しまして報告いたします。

報告資料を御覧ください。

日程につきましては、令和５年12月１日から12月19日まで、会期19日間で開催されました。

条例等付議案件関係につきましては、教育関係はございませんでした。

請願・陳情関係につきましても、教育関係はございませんでした。

一般質問につきましては、資料表紙の裏面の目次を御覧ください。こちらは12月４日から12月７日までの４日間で行われまして、教育関係では、20名の議員から36本の御質問をいただきました。それを項目でまとめたものが目次のナンバー１から21でございます。

主な項目でございますが、学校施設について、小・中学校の教育について、小・中学校等の特別支援教育について、学校給食についてなどの御質問をいただいたところでございます。

詳細につきましては、後ほど１ページから18ページの資料を御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長　ありがとうございました。

次に、（２）西東京市学校施設個別施設計画（素案）、説明をお願いいたします。

○飯島教育企画課長　西東京市学校施設個別施設計画（素案）、について報告いたします。

お手元の資料の表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。本計画は７章までの章立てとなってございます。

第１章では、計画策定の背景・目的、位置づけ、計画期間といった計画全体の概要について記載しております。本市の小・中学校が建替時期を今後一斉に迎えることから計画的に施設整備を進めつつ、トータルコストの縮減、平準化と教育環境の向上を同時に図るため、令和６年度から15年度を期間とする本計画を策定いたします。

第２章では、主に学校施設の現状として、規模、配置、経過年数や老朽化状況を整理しております。また、学校施設の将来見込みとして、児童生徒数・学級数や今後かかる建替費用を示しております。

第３章では、教育計画での基本方針を踏まえ、今後目指すべき学校施設の姿に関する三つの視点として、学校施設の計画的な更新や学習環境・生活環境の向上、地域利用・複合化といった学校施設の有効活用を示しております。

第４章以降につきましては、主な事案について該当ページを御覧いただきながら説明させていただきます。

まず、第４章、学校施設整備の基本的な方針を説明いたします。

10ページを御覧ください。老朽化対策に関する基本的な方針として、建替え、大規模改造工事と長寿命化改修の時期を示しております。建替えの時期につきましては、概ね60年程度として、65年までの工事完了を目指すものとしております。また、建替え時の仮設施設は整備しないことが望ましいものとしております。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。適正規模・適正配置の取組に関する基本的な方針として、近接校の解消や通学区域の見直しなどについて示しております。

このうち、（１）ひばりが丘中学校跡地の活用につきましては、学校用地としての活用開始時期を令和16年度以降と想定した上で、谷戸小学校、谷戸第二小学校の近接配置の課題解決を図るための活用などを検討してまいります。

また、（４）複数校の一体整備につきましては、敷地面積が比較的狭い本町小学校と保谷中学校の新校舎整備スペースを確保するため、両校が隣接していることを踏まえた一体的な施設整備の可能性を検討してまいります。

次に、14ページを御覧ください。学校施設の地域利用・複合化に関する基本的な方針を示しております。

このうち、（１）学校施設の地域利用につきましては、建替え後の統一的な運用基準を定め、教育活動に支障がない範囲で地域利用を拡充してまいります。また、建替え前であっても、各校の状況を踏まえて学校ごとに地域利用の拡充を検討してまいります。

次に、第５章、学校施設の整備基準を説明いたします。

15ページ、16ページを御覧ください。第３章、学校施設の目指すべき姿でお示ししました、学校環境、学習環境・生活環境の向上の観点から、施設整備における具体的な視点として、学習環境・生活環境の確保、バリアフリー化や脱炭素化など４点を示しております。

16ページ以降におきましては、施設整備における具体的な視点を踏まえ、ゾーニングや配置・仕様といった諸室の整備基準のほか、面積基準として普通教室や特別教室などの規模の見直しについてお示ししております。

21ページ、22ページを御覧ください。普通教室の規模につきましては、タブレット端末の

使用を考慮した机の導入などを想定し、現在の約60平方メートルから小・中学校ともに76平方メートルを標準といたします。

23ページを御覧ください。特別教室等の規模につきましては、表６のとおり、普通教室の標準面積76平方メートルを１コマとしたコマ数計算を基本に設定しております。表中の下から３番目、エンカレッジルームにつきましては、不登校ではないけれども、教室で過ごすことが苦手な場合など配慮を必要とするお子さんの居場所として今後の整備を想定しております。

次に、28ページを御覧ください。学校プールにつきましては、天気、気温の影響や維持管理の負担といった課題への対応や小中学生へのアンケート調査結果などを踏まえまして、今後の施設整備における基本的な考え方を（３）のとおりお示ししております。建替え時のプール施設整備につきましては、中学校を中心とした屋内温水プールの設置による拠点校方式を基本としつつ、各校の状況に応じて、自校での屋内プールの設置や民間プールの一時利用も検討してまいります。

なお、実際の整備手法につきましては、立地条件や周辺環境などを考慮し、建替え時に各校ごとに判断していくものと想定しております。

次に、29ページを御覧ください。学校給食の提供方法につきましては、これまでの経緯を踏まえ中学校での給食室設置の検討が必要と認識しておりますが、親子調理方式が順調に推移していることから、現体制を基本としつつ、調理場の暑さ対策といった課題への対応を含めまして親子校の組み合わせの最適化を検討してまいります。

次に、第６章、整備スケジュールと費用見込みを説明いたします。

31ページを御覧ください。学校施設の建替順序につきましては、校舎の経過年数を中心に、校舎の健全度、体育館の経過年数や適正規模・適正配置にかかる課題の解消を踏まえて検討してまいります。

次に、32ページを御覧ください。表の10では、校舎が60年程度経過した時点で単純に建替えを行った場合の建替スケジュールと費用見込みを示しております。令和10年度までに設計等が想定される学校施設としましては、田無第三中学校をはじめとした５校となっております。

次に、33ページを御覧ください。表の11では、先ほどの表の10について平準化を図った場合の建替スケジュールと費用見込みを示しており、令和10年度までに設計等が想定される学校施設といたしましては、田無第三中学校をはじめとした４校となっております。平準化の考え方といたしましては、建設工事２年目の財政負担が最も大きくなることから、この時期が単年度に１校までとなることを基本としております。また、保谷中学校につきましては、本町小学校との一体的な施設整備の可能性を引き続き検討していくため、現時点では今後10年間における建替えは想定しておりません。

最後に、第７章、計画推進へ向けた取組を説明いたします。

34ページを御覧ください。学校建替協議会の設置では、建替事業の工程について表の12のとおりお示ししております。

なお、今後の建替えにおいて学校施設の複合化に取り組むことから、その庁内検討を行っ

たうえで学校建替協議会を設置してまいります。

以上、簡単ではございますが、計画（素案）についての説明とさせていただきます。

なお、本素案をもとにパブリックコメント等を実施する予定をしてございます。パブリックコメントは令和６年１月24日（水曜日）から令和６年２月23日（金曜日）までの期間で実施し、期間中にパネル展示を行う予定でございます。パネル展示は２日間、２か所で開催させていただく予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長　ありがとうございました。

次に、（３）損害賠償の額の決定についての専決処分について（報告）、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長　私からは、損害賠償の額の決定についての専決処分について、報告申し上げます。

定例会資料を１枚おめくりいただき、専決処分書を御覧お願いいたします。

本件につきましては、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定による平成15年３月28日西東京市議会議決に基づき、令和６年１月16日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額につきましては、税込み金額で15万2,790円でございます。

損害の理由といたしましては、令和５年10月６日午後５時45分ごろ、西東京市立保谷中学校敷地内において、部活動中であった部員の打った球が、当該敷地に設置されていた防球ネットを越え、近隣に所在する敷地に駐車していた相手方の車両に当たり損害を与えたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

私からは以上でございます。

○木村教育長　ありがとうございました。

次に、（４）令和６年（令和５年度）西東京市二十歳のつどい実施報告、説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長　それでは、令和６年（令和５年度）西東京市二十歳のつどい実施報告、につきまして説明申し上げます。

お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

本年度は、令和６年１月８日の成人の日に西東京市スポーツセンターで開催いたしました。今年度の二十歳のつどいの実施につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に引き下げになりましたので、教育委員の皆様をはじめ来賓の方々をお呼びするなど式典を実施したところでございます。

なお、今年度も現住所の中学校区域を基準に２回に分けて実施いたしました。

今回の対象者数は2,037人、うち出席者は1,198人で、出席率58.81％でございました。

また、昨年度より実施しております各中学校代表者による実行委員会にて記念品のエコバッグを決定してもらい、式典後のイベントに関しましても自分たちで思い出に残る内容を実施していただきました。

式典の内容としましては、式典前の恩師からのビデオメッセージに始まり国歌斉唱、主催

者挨拶、来賓祝辞、代表者挨拶で終わる流れで実施いたしました。

なお、対応職員につきましては、教育委員会の職員にて対応いたしました。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。

参考までに、式典終了後の各中学校代表の実行委員会による企画運営により、自分たちが卒業した学校にて、当時の先生や地元の方々などと一緒に思い出づくりができる場を設けた内容となってございます。

なお、田無第四中学校につきましては、昨年同様に自分たちで別の場所でつどいの場を設け実施しているということで、今回の各中学校で行うイベントの一覧には入ってございません。

最後になりますが、今回は保谷こもれびホールが改修工事で使用できず、西東京市スポーツセンターで初めての式典となりましたが、職員一同、安全第一を心がけ実施しました結果、大きな事故やトラブル等はなく終えることができました。引き続き思い出に残る式典を目指し、今後につなげていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○木村教育長　ありがとうございました。

報告事項（１）から（４）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員　第４回定例会報告の中の７ページに、６、タブレットの更新計画についてということで御質問等をいただいて、御回答していただいた内容があるのですけれども、これに関連しまして、タブレットの更新に関しまして、例えばタブレットの中に入れてあるソフトとかアプリとかそういったもので、もし学校現場のほうから統一的にこういったアプリが入っているとありがたいとか、こういうソフトがあるとありがたいとか、あるいは、例えば保護者が出席状況をそれで見られるとか、何かそのような学校の要望があれば、そういったものは取り入れることが可能なのかどうかということをお伺いします。

○田村教育指導課長　それでは、タブレット端末のアプリ利用についてお答えいたします。

アプリにつきましては今現在入っているものもありますが、今後、ＡＩアプリというものを考えているところでございます。学校現場のほうも個別最適化の学びというところで、ＡＩを使ったアプリ導入というのが期待されているところですので、来年度、検証事業ということで、１者から３者をアプリ業者と連携し、入れながら、これから令和７年度の入れかえに向けてどういうものがいいかというのは協議していこうと考えております。

また、出欠確認につきましては現在導入しているというところでございますので、そこのところはさらにまた使い勝手がよいものにしていこうと考えているところでございます。

以上です。

○木村教育長　よろしいですか。

○後藤委員　はい。

○米森教育長職務代理者　では、同じ７ページで、無償化のところですけれども、今東京都のお話が出ていたりしておりますので、従来から給食費の件、公会計化を含めて議論してきたかと思いますので、現在どういう取組になっているかを教えていただければありがたいです。

○近藤学務課長　学校給食の無償化に関しましては、市長の政治判断となりますが、都知事の

発言等の報道を受け、教育委員会としても情報収集しているところでございます。

公会計化につきましては、現在、課題検証を進めておりまして、今年度、また来年度にかけまして学校栄養士とも協議しながら、どういった体制を整えていくのがいいのか検討を進めてまいりたいと考えております。

○米森教育長職務代理者　ありがとうございました。

○今井委員　三つ教えてください。

定例会報告の８ページの学校給食についてなのですけれども、たしか中学は給食とお弁当を選択できると思うのですが、ほとんどの人が給食を選択しているのかなというふうに思うのですけれども、アレルギーの種類、アレルギーを起こす種類が多様化してきている中でお弁当は今どのぐらい希望がいるのかというのと、今ちょっと増えつつあるのかとか、変わらないとか、その辺を教えてください。

○近藤学務課長　中学校における学校給食と家庭弁当の選択制についてお答えします。現在、中学校の学校給食の喫食率は、95％前後で推移しております。残りの約５％が家庭弁当選択となりますが、理由としては食物アレルギーのほか、不登校による長期欠席、家庭から弁当を持たせたいなどの理由がございます。

○今井委員　ありがとうございます。

では二つ目、学校施設個別施設計画の23ページ、エンカレッジルームというのをさっき御説明いただいて、私、エンカレッジルームというのを初めて聞いたのであれなのですけれども、配慮を必要とする人たちに使ってもらうための部屋というふうに聞いたのですが、今現在は小・中学校にエンカレッジルームがある学校があるのですか。

○飯島教育企画課長　今、エンカレッジルームとして設置している学校はないと思います。ただ、空いているお部屋などを同じ用途で活用したりという取組はされていると思います。

○今井委員　ありがとうございます。

あと一つ、先日の二十歳のつどい、ありがとうございました。式典後の実行委員会の主催イベントで、すみません、去年聞こうと思ったのですけれども聞きそびれてしまって、四中だけが中学校ではなく別の場所でということだったのですけれども、実行委員のメンバーで別の場所でやろうと思って別の場所でやったのですか。学校が使えないとか、何かそういう事情があって四中ではなくてとか、その辺のことがもしわかれば。四中だけだとちょっとどうしてかなと思ったので、お願いします。

○吉田社会教育課長　今年度も代表の方には最初に声をかけさせていただいて、そこのところを最初に御確認させていただきました。そうしましたところ、学年全体で連絡を取り合う連絡網というんですか、そういうのができ上がっていて、毎年毎年その学年ごとで、ほかの場所でやっているとの御回答を今年度もいただいたところでございます。

以上でございます。

○今井委員　ありがとうございました。

○山田委員　損害賠償の額の決定の専決処分のことなのですけれども、「当該敷地に設置されていた防球ネットを越え」というふうに書いてあるのですが、この生徒さんが大谷君のように非常なスラッガーで、たまたまふだんでは越えそうもないのが越えてしまったのか、それ

とも、もともとのネットの位置が低くて越えるようなことがしょっちゅう起こっているのか。だとすれば、そこを整備しないとまた再発するのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○近藤学務課長　防球ネットが特段低かったということではなく、当時フライの練習をということでございまして、通常、顧問がフライノックを行っているのですが、たまたま生活指導等で外していて部員が行ったところ、真上に上がらずに斜め前方に行ってしまったということで越えてしまったという報告を受けてございます。

○松本教育部長　補足させていただきます。委員がイメージされているのはホームラン性の当たりだと思うのですが、この当時の練習がキャッチャーフライの練習をやっていたということで、真上に高く上げてそれをとる練習をしていたところ、球がそれてフェンスを越えてしまったという形で報告を受けております。

以上でございます。

○山田委員　わかりました。

○服部委員　後先になりますが、成人式の後の式典後の実行委員会主催イベントというものはそもそも昔はなかったように思うのですが、これは子どもたちから、こういったことをしたいので、こちらの社会教育のほうで協力するという流れでこういうふうに広がって。こういうふうな報告、私たちが見るような報告の紙として出てきているのは、ちょっと昔はそういったことがなかったものですから、それを一つ教えてください。それはまず一つお願いします。

○吉田社会教育課長　こちらの催し物は去年から新たに始まったことでございます。こちらのきっかけでございますが、地元に戻って地元の方とか恩師、あるいは友人と楽しい時間を過ごしていただくという形でやったらどうかと、こちらからお声がけをさせていただいて、当時の生徒会の役員の方にお声がけをさせていただき、お集まりいただいて、こういうような催し物をしたいのだけれどもとお話を持っていったのが事の始まりでございます。

○服部委員　わかりました。やっぱりコロナというものがあったのが大きかったのでしょうか。

○吉田社会教育課長　コロナも非常に大きな要因だと思います。地元に戻っていただいてそういうような時間を持っていただくというのが、コロナで何もできなかったという時間をちょっと取り戻すといいますか、そういうようなところも兼ね備えて、こちらのほうから提案させていただいたところでございます。

○木村教育長　よろしいですか。

○服部委員　ありがとうございます。成人式という、非常に子どもたちも自分たちで何かを決めていくというところで、すごくシステマチックに用意されているのが、ちょっと私は昔の保護者としては、ああそうなのと思い、割と元生徒会という方たちがどうしても主導になられるのでそれはそれでいいかなと思うのですが、また将来子どもたちの考えで、この後こうするんだよというような形骸化されたものではなくて、いろいろユニークなアイデアが出て自由があるといいなということは思いました。

あと１点、よろしいでしょうか。

○木村教育長　はい、どうぞ。

○服部委員　議会報告の中で、９ページの包括的性教育についての議員さんの御質問がありまして、質問の③のところで、産婦人科医を招へいした性教育についてという御質問があり、それに対して、都の教育委員会ではそういったことをしている例もあるとありました。つい最近の新聞でも性教育についての記事が載っていまして、ちょうど私が３人の子育てをしている上と２番目までは性教育がしっかりと小学校であった時代で、その後、命を守る教育に変わっていったという、ちょうどはざまにいて両方見てきたものですから。

一方、今のいろいろな性犯罪がある中で、あと、ＳＮＳをかなり大人は頑張って見せまいとしても、どうしてもやっぱり子どもたちはいろいろな情報にさらされてしまうという中で、私たちとしては、どのぐらい踏み込んだ性教育をどういうタイミングでしていくのがいいのかしらと個人としては考えているのですが、西東京市教育委員会として、それをどういうふうに考えているというのがありましたら教えていただけますか。

○田村教育指導課長　包括的性教育の答弁についてお答えいたします。

まず性教育につきましては、ここのところ、生命（いのち）の安全教育というようなところで学校では行っております。被害に遭わない、また、遭ったときにどういうふうに相談するかですとか、あと、自分の成長に関してですとか、そういったところは保健体育の授業等で学ぶというような、全般的なところで行っております。

また、産婦人科医の招へいにつきまして書かれているのですけれども、かなり踏み込んだ内容を実際に行うということになっておりますので、事前に保護者、生徒にこういう内容を行うのだけれどもという確認をとって、確認がとれた子どもたちのみでの授業になってくるというところで、なかなか広まっていないのが現状になっております。

以上でございます。

○木村教育長　ちょっと補足しますが、今から４年ぐらい前かな、一中で東京都のこの授業を受けて、実施したことがあります。

○服部委員　ありがとうございました。

○米森教育長職務代理者　個別施設計画で、考え方を含めて教えていただきたい部分がありまして質問させていただきます。

一つは、これから過半を占める学校施設が建替えとかで膨大な負担が生じるという意味で、平準化していくというのはかなり理解できるところでありますので、ここで平準化が示されておりますけれども、この平準化の手法ですね、ある意味、単なる期ずらしではなくて、いろいろなことを考えながら各施設ずらしていっていただいていると思うのです。具体的にどういったことを考えながらずらしていく、設計をずらすとか、着工とかいろいろあると思うのですけれども、端的にどういったことを主にして期ずらしを考えておられるかというのを一つ教えていただきたいのと。

それから、全て建替えになるわけではないと思いますし、長寿命化で建てた場合、一応80年区切りがありますよね。20年ぐらい延びるかもしれませんけれども、80年たった後、今から先延ばししても将来的にはその負担がまた先延ばしになるだけのような気がしますが、80年のところでどう考えていったらいいかなという気もするのですけれども、そこら辺は平準化も難しいような気がしますが、どう考えたらいいのかなと思っておりますけれども教えて

いただければと思います。

○飯島教育企画課長　まず１点目でございます。素案のほうの32ページにもお示ししてございますが、平準化の考え方といたしましては、建設工事２年目の財政負担が最も大きくなるというふうに見込んでおりますので、新校舎の建設工事の２年目が単年度に１校までとなることを基本に考えております。

２点目でございますが、校舎が60年程度というふうに建替えの想定として考えておりまして、建替えの前に耐力度調査というのも行いながら実施する予定でおります。経過年数を御覧いただければわかるとおり、どの学校も60年以上経過してきているというところでは長寿命化等々の可能性はありつつも、建て替えていくという考えなのかなというふうに考えております。

○木村教育長　よろしいですか。

○米森教育長職務代理者　はい、わかりました。

○松本教育部長　補足させていただきます。まず、平準化の基本的な考え方は今、課長が答弁したとおりなのですけれども、あともう一つ、仮設の施設の整備、仮設校舎とかそういった整備はなるべく行わない、行わないほうが望ましいという方針を立てておりまして、33ページの表を見ていただきますと、32ページの表にはあった仮設整備という言葉が抜けています。なるべく現地建替えで、仮設の校舎を建てずに、その分費用を圧縮して、決められた期間に全ての学校を建て替えたいというのが基本的な考え方としてございます。

もう一つは、長寿命化ということも検討いたしました。長寿命化をすると、今御質問があったとおり80年間という縛りが入ってきてしまいます。そうすると今の教育環境の課題というのが、先ほどの説明の中にもありましたとおり、タブレット端末が文房具として必需品になってくる中で、やはり一番の課題が児童・生徒の机の広さ、大きさが今の現状だと狭いというのを学校訪問時に常に感じておりました。それは、ひいては教室の広さにつながってくるのですけれども、例えば現状のまま80年間使ってしまいますと、かなり窮屈な中でさらに20年も子どもたちに我慢させるのかということも考えると、やはり建替えが望ましいという判断をしております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者　そういうことですね。よくわかりました。ありがとうございました。

○山田委員　個別施設計画で建替えをしていくとする場合ですけれども、表11あるいは10に書かれているモデルケースだと思うのですけれども、ただ、これを見てみると、やっぱり老朽化の激しい学校がその順で出ているので、この10年間でこういった少なくとも５校については建替えを実施していくのだろうというふうに読み取れるのですけれども、もしそういう理解でよろしいとすれば、基本設計は来年から着手しなければならんと。そうなった場合に、長期計画の中でうたわれている複合施設化とか、そういったことを検討している時間というのが非常に限られてくると思うのです。そこのところのスケジュール感というのをきちんとしないと、いろいろなことを検討します、検討しますというふうになっているのですが、間に合わないのではないかと思うのです。何も検討しないうちに、とにかく建替えを進めなくてはいけなくなってしまって、全てのそういう検討事項が先送りになってしまって、10年の

計画を立てたけれども絵に描いた餅になってしまうと、そういうようなことがないように、非常にスピード感を持って実施していっていただかないといけないというふうに思います。

また、それをこの計画の中にもはっきりと明記しないといけないのではないかなと。あくまでも個別施設計画というふうに称しているのであれば、関係者の人が見て、うちの学校は大体この辺で次の建替計画が来るのだなというようなことがわからないといけないんじゃないかなと私は思うのですけれども、意見です。

○飯島教育企画課長　学校施設の建替えに当たりましては、地域それぞれの特性を踏まえまして、学校施設の複合化についてまず庁内検討のほうを行ったうえで、学校の関係者、それから児童・生徒の保護者の方、地域の皆様から意見をいただきながら細かいところを決めていきたいと考えております。

34ページの表12でお示ししておりますとおり、１年目で庁内検討、それから１年目から２年目にかけて学校建替協議会といった考えは持っておりますが、委員御指摘のとおり庁内のほうでしっかり検討したうえで、地域の皆様からも意見をきちんともらいながら進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○木村教育長　ほかに質疑はございませんか。――報告事項（１）から（４）に対する質疑を終結します。

次に、（５）第２期西東京市文化財保存・活用計画（令和６年度～令和15年度）（素案）、の説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長　それでは、第２期西東京市文化財保存・活用計画（令和６年度～令和15年度）（素案）、につきまして説明申し上げます。

この計画は、第１期文化財保存・活用計画の計画期間が今年度で終了することを受け、それに続く計画として策定してございます。策定に当たっては、学識経験者、社会教育関係者、公募市民の方々などを委員とした策定懇談会で検討、協議をいただいてございます。また、15歳以上の市民や小中学生に行ったアンケート調査、市民活動団体や商店会等に行ったヒアリング調査の結果や市民ワークショップでいただいた意見についても、本計画案に反映しているものでございます。

恐れ入りますが、１ページ目をお願いいたします。

第１章の１、こちらでは計画策定の背景と目的を記載してございます。

５ページをお願いいたします。こちらには市のほかの計画との関係、計画の期間をお示ししているところでございます。平成30年の文化財保護法の改正により、市町村では文化財保存活用地域計画の策定と、文化庁による認定が求められるようになったところでございます。本計画は計画期間を10年としまして、５年が経過したところで中間見直しを行い、地域計画へ移行と認定を受ける予定でございます。

６ページをお願いいたします。計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針を記載してございます。文化財を指定、未指定に関わらず幅広く捉え、歴史的、地域的な関連性に基づいて周辺環境も含めた広い意味での文化財をまとまりとして把握し、保存・活用していく方向性をお示ししてございます。

９ページをお願いいたします。第２章でございます。本市の歴史文化の特徴、自然環境・

地理的特徴と通史でお示ししているところでございます。

15ページをお願いいたします。こちらは第３章でございます。こちらは本市の文化財と関連する文化財群が示す六つのストーリーについて、地図情報とともにお示ししているところでございます。

31ページをお願いいたします。こちらは第４章になります。第４章では、本市の現状を踏まえた課題について記載しているところでございます。これまでの市の取組のほか、37ページからは、15歳以上の市民や小・中学生へのアンケート結果や市民団体等へのヒアリング結果をまとめ、45ページで課題の抽出を行っているところでございます。

46ページをお願いいたします。こちらは第５章になります。第５章では、今後の文化財の保存・活用の基本的な考え方をお示ししてございます。基本理念でございますが、第１期計画に引き続き、「縄文から未来につなぐ文化財　守りはぐくむ、ふるさと西東京市」といたしました。この理念に基づき、「西東京市民の文化財への思いを醸成」を大目標として五つの目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでまいります。

目標と取組の関係につきましては、50ページ、51ページに記載してございます。

なお、52ページ以降につきましては、目標ごとに現状と課題、課題克服のための取組の方向性と施策を挙げてございます。本計画の特徴としまして、子どもを含めた市民の積極的な参画や、庁内外の幅広い連携を通し、地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組む方向性が挙げられます。まちじゅうに文化財に触れる場を散りばめること、それらを集約し、市民活動や研究の拠点となる地域博物館を設置することも取組の一つとなってございます。

また、下野谷遺跡に関しましては、本市の文化財保存・活用のモデルとして、75ページ、76ページにお示ししているところでございます。

77ページをお願いいたします。こちらは第７章になります。第７章では、計画の推進の方向性として、連携による推進と文化財保護審議会による計画の執行管理、指導を行うことをお示ししてございます。

ここまでが本編というふうな形になります。

78ページ以降、こちらのほうは今回お示ししてございませんが、資料編として、策定委員会の設置要綱、委員の名簿、策定経過、指定文化財の概要を含む用語解説を掲載する予定となってございます。

なお、今後の予定でございますが、明日の１月24日から２月23日までの１カ月間、パブリックコメントの実施を予定してございます。また、２月15日には、アスタセンターコートにおいてパネル展示を行う予定となってございます。

私からは以上となります。

○木村教育長　ありがとうございました。

次に、（６）西東京市図書館計画（令和６年度～令和10年度）（素案）、の説明をお願いいたします。

○徳山図書館長　私からは、西東京市図書館計画（令和６年度～令和10年度）（素案）、につきまして報告いたします。

令和５年度で西東京市図書館計画（平成31年度～2023年度）が終了となることから、今後

５年間の図書館として取り組むべき事業を示すため、令和６年度～令和10年度までの計画期間といたします西東京市図書館計画を新たに作成するものでございます。策定に当たりましては、西東京市図書館計画策定懇談会を設置いたしまして、御協議、御意見をいただきながら策定いたしました。

表紙裏の目次を御覧ください。現行の図書館計画の構成を継承した章立てにしております。

１ページ、第１章、計画の概要。こちらが計画の背景と目的、計画の位置づけ、計画期間を記載しています。

続きまして、３ページ、第２章、前図書館計画における取組について。この素案では、現行の図書館計画のことを「前図書館計画」と表記しております。本章では、前図書館計画の期間で取り組んだ基本方針１から基本方針６までに沿った施策の方向性に基づく取組の達成事項を総括した結果を示し、本計画の第５章、基本方針に基づく施策の方向性に基づく取組に生かすものでございます。

続きまして、６ページ、第３章、利用登録・アンケートにおける現状について。利用登録等における現状と課題を記載してございます。利用登録や貸出冊数等の推移を記載しているのと、令和４年度末の世代別及び市町村別登録者数を示しております。

８ページからは、本計画を策定するに当たりまして、図書館サービス等についてのアンケート調査を行いました。対象は小学生以上といたしました。そのアンケート調査の結果をまとめたものとなってございます。

なお、自由意見は56ページのほうに記してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、15ページ、第４章、計画の基本的な考え方。基本理念といたしましては、前図書館計画の基本理念を継承しております。前図書館計画にてさまざまな事業に取り組んだ結果、解決できていない課題やこれからの時代に図書館に求められる要望等を踏まえて、本計画では前図書館計画の六つの基本方針の理念を継承しつつ、実現に向けて基本方針１から６までのものを定めており、それぞれの基本方針に沿った施策の方向性を示しているものでございます。

18ページを御覧ください。第５章、基本方針に基づく施策の方向性でございます。基本方針１、資料の収集と保存を充実するために。

施策の方向性（１）将来の図書館利用を見据えた資料を収集し保存します。取組①といたしましては、三つの取組内容を記載してございます。取組②といたしましては、一つの取組内容を記載してございます。

施策の方向性（２）様々な形態の資料についての整備を進めます。取組①様々な形態の資料の充実の取組内容といたしましては、二つ記載してございます。

この基本方針１につきましては、図書館の基本的使命でございます資料の収集、保存を記載してございますので、こちらは前計画どおり継承した形となっております。

なお、今計画で新たに取り組むものといたしましては、施策の方向性（２）、取組①、取組内容㋐にあります西東京市子ども電子図書館サービスにつきまして、新たに記載させていただきました。

20ページを御覧ください。基本方針２、すべての市民に活用されるために。

施策の方向性（１）誰もが学べる環境の整備を進めます。取組といたしましては、①、②、③がございます。こちらのほうは、今までの前図書館計画の中にも載っているものを継承してございます。

施策の方向性（２）市民の生活課題、地域課題に向けた取組を進めます。取組①各世代が抱える課題・地域の課題に対応する支援、取組内容といたしましては、㋐、㋑の２項目になります。今年度から取り組みました図書館を使った調べる学習コンクールをこの５年間も継続していくつもりでございます。

施策の方向性（３）資料と情報の積極的な提供と活用を図ります。取組といたしましては、①、②がございます。こちらもこれまでの計画のとおり継承したものでございます。

22ページ、施策の方向性（４）すべての市民に届く効果的な広報活動をおこないます。取組①積極的で効果的な広報の実施といたしまして、これまでもさまざまな情報を使って広報してまいりましたが、特に強化していくということで、３項目の取組内容としております。

基本方針３、西東京市の文化・歴史を次世代に継承するために。

施策の方向性（１）西東京市に関する資料と情報を収集し保存します。こちらは取組①、取組②で示しているものでございます。

24ページ、施策の方向性（２）西東京市に関する資料と情報を活用し発信します。取組といたしまして、①、②、③でございますが、この５年間で力を入れていくものは、取組①、取組内容㋐に関するところに力を入れていくところでございます。

続きまして、25ページ、基本方針４、未来を担う子どもの読書活動を支援するために。につきまして、施策の方向性（１）、（２）、26ページになりますが、（３）となります。

この中で、この５年間特に力を入れていく項目といたしましては、施策の方向性（２）の取組①乳幼児と保護者の読書活動の推進のうち、取組内容㋒のファミリー応援事業を実施すること。また、取組②小学生の読書活動の推進ということで、取組内容㋑の司書派遣を拡大すること。取組③ＹＡ（ヤングアダルト）世代の読書活動の推進ということで、取組内容㋑のビブリオバトルや読書の楽しみを他者と共有できるイベントなどの開催を強化しようと考えてございます。

続きまして、28ページ、基本方針５、地域との協働、行政との連携を構築・向上するために。

こちらは前計画の継承をしておりますが、特に施策の方向性（１）地域で活動する市民、団体の活動を支援しますのところの連携・協働というところで、協働に力を入れていきたいと考えてございます。

施策の方向性（２）及び施策の方向性（３）につきましては、今の計画の継承となっております。

30ページ、基本方針６、図書館サービスの基盤を維持するために。こちらは施策の方向性（１）、（２）、（３）につきましては、現在の考え方を継承したものとなってございます。

32ページ、第６章となります。西東京市図書館の図書館構想についてでございます。こちらにつきましては、これからの西東京市図書館の新しい図書館のあり方を示したものになっ

てございます。

32ページ以降、西東京市民と図書館、西東京市図書館の現状と課題、西東京市図書館構想という項目立てになってございます。

現状や課題につきましては、32から35ページの中段までございますが、特に現在抱えている課題といたしまして、34ページにございます（２）施設の老朽化、施設の狭隘化、図書館サービスの偏在、こちらの３点を掲げております。この３点の課題を解決すること、また、本計画の基本理念を目指す図書館像や西東京市図書館協議会が示しました私たちの望む西東京市の図書館、また、アンケート等でいただきました意見等を踏まえ新たな図書館像を考えたものでございます。

35ページの３、西東京市図書館構想にこちらのものを記してございます。

これらの考え方を踏まえ、（１）といたしまして、これからの西東京市図書館のコンセプトといたしまして４点掲げました。①市民にとって望ましい空間（サードプレイス）を提供する図書館、②多様な世代、多様な目的を持つ市民が快適に利用できる図書館、③人と人をつなぐ図書館、36ページになりますが、④西東京市の将来にわたる財産として、魅力あるまちづくりに貢献し、発信する図書館。

こちらのコンセプトをもとに、（２）以降、新中央館に必要な機能、新中央館が持つ規模と立地、（４）地域館に必要な機能等々を記してございます。新中央館に必要な機能は①から⑨としているものを記載してございます。

新中央図書館の規模といたしましては、新中央館に必要な機能やサービスを実現するために、床の面積7,000平米の規模が必要と考えてございます。立地については、市内全域からのアクセスや市民の利便性を考慮し、市の行政施設やスポーツ・文化施設が近くにある地域が望ましいと考えてございます。

地域館に必要な機能といたしましては、望ましい基準というものがございまして、こちらに示す基本的なサービスを提供する機能を備えた身近なサービスが受けられる図書館と考えており、機能といたしましても、38ページに掲げております①から⑦項目と考えており、地域館の規模や立地につきましても、地域館に必要な機能やサービスを実現するために、人が多く集積する市内の各鉄道駅付近の地域館と住宅地というふうに考えてございます。鉄道駅付近の地域館につきましては床面積は1,100平方メートル程度、住宅地にある地域館については床面積700平方メートル程度の規模が必要と考えており、立地については、これら地域館が市内にバランスよく配置されることが理想としております。

なお、39ページの表に、役割・機能や居室名、また、中央館、地域館それぞれの床面積を記したものを掲載してございますので、御覧ください。

最後に40ページになりますが、この第６章の西東京市図書館構想についてのイメージ図を記してございますので、こちらのほうも御参照いただければと思います。

なお、こちらの素案に関するパブリックコメントにつきましては、令和６年１月24日から２月23日まで実施する予定でございます。

私からは以上となります。

○木村教育長　ありがとうございました。

次に、（７）令和５年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について、説明をお願いいたします。

○徳山図書館長　私からは、令和５年度西東京市図書館資料整理に伴う休館について、説明いたします。

お手元の資料をお願いいたします。

１、目的。「西東京市図書館設置条例施行規則」第４条休館日の（３）年１回、15日以内で西東京市図書館長が定める資料整理日の規定に基づき、各館の蔵書点検等を実施する必要があるとともに、開館時には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を行うためといたします。

２、期間及び実施館。令和６年１月23日から１月25日まで保谷駅前図書館、１月30日から２月１日までひばりが丘図書館、２月６日から２月８日まで芝久保図書館、２月27日から２月29日まで中央図書館、３月５日から３月７日まで柳沢図書館、３月12日から３月14日まで谷戸図書館。

３、広報です。令和５年度西東京市図書館カレンダーに記載してございます。また、市報（令和６年１月15日号）にも掲載してございます。その他、図書館館内ポスター掲示や図書館ホームページ等々で周知のほうをさせていただいております。

私からは以上となります。

○木村教育長　ありがとうございました。

以上で報告事項（５）から（７）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員　文化財保存・活用計画、ボリュームもあって、読み応えのあるものを御用意いただいてありがとうございます。この中で六つのストーリーという表現があって、すごく新鮮に思いました。市民の文化財への愛着というか、そういったものを進めたいというお話でしたので、本当に番組じゃないですけれども、そういったストーリーが楽しくおもしろく見られる各種コンテンツがあったのですけれども、それを見れば西東京市がわかるみたいなものを順次整備していただいて、そういったものがつくられれば学校でもいながらにして見られますし、大人もそれを楽しむことができますし、それを活用して公民館で、西東京市はこんなところという講座も定例的に組んでいただけたりということもあろうかと思われますので、そういった計画はありますかという質問が一つです。

あと、西東京市図書館計画も図書館協議会の、我々の望む図書館というすごく熱い思いも語られていて、よいなと思いました。新中央図書館に関して具体的なこともかなり表現されていると思うのですが、先ほどからお聞きしている市内の小学校の順次の学校の建替え等々の話を聞くにつけ、それらがどういう形で図書館と連動していくのかということを、先ほどの山田委員のお話ではありませんが、学校だけでの計画と、こういう周辺公共施設である公民館、図書館との機能とかスペースとか、そういうものとどう関わっていくのか。

前から言っていますけれども、コミュニティ・スクールを実現していくために地域の方が集って学校について話すのは、必ずしも学校施設の中では実現しきれないかとも思いますので、そういったことも考慮されているのかという点を一つ思いました。

あと、後ろに子どもたちのアンケートがあって、なかなかすてきなことが書いてあって、

一日図書館員をもっと増やしてほしいですとか、ポップをつけてくれとか、中学生にかなり具体的な意見が出ていて、こういったことはすぐにでも実現できることかと思われますので、大きな計画とともに小さな意見を拾って実現していただきたいと、これは希望でございます。

以上です。

○吉田社会教育課長　文化財のストーリーについてお答えさせていただきます。こちらは、今、下野谷がかなり話題となって、下野谷が前面に出ているような形になってございますが、市内にございます文化財全てに対して、皆さんに知っていただくという方向性で、今後進めてまいりたいという形でストーリーを組んでいきたいと思ってございます。

以上です。

○服部委員　できるだけわかりやすくて、見て楽しい番組みたいなものができるのを楽しみにしております。

○徳山図書館長　先ほど御意見いただきました、現在の図書館は狭隘化というか、スペースが狭いというところもございますが、35ページのほうに書いてございますコンセプトのところにも、いろいろな世代の方たちが利用できるところ、人と人とをつなぐ図書館というようなところもございますので、そういった機能含め検討が必要かと考えてございます。

以上となります。

○飯島教育企画課長　学校施設個別施設計画と図書館との関係で、私のほうから御答弁させていただきます。まず、学校が地域のキーステーションであるという認識を持って学校を核としたまちづくりに取り組んでいるところでございますが、地域特性やほかの公共施設の状況を踏まえながら、教育活動に支障がない範囲での学校施設の地域利用や、建替えに伴うほかの公共施設との複合化についても検討していく考えを持っております。

また、学校の中に、複合化といいましても、別の公共施設が敷地の中に入るということでは、児童・生徒の安全性に配慮したセキュリティ対策を講じることを原則として、学校施設の有効活用の観点から地域利用や複合化を前提に施設整備を行っていく考えを持っております。こちらにつきましても、各地域の皆様と、その地域に必要な公共施設が何なのかというところを意見交換しながら進めてまいりたいと考えております。

○服部委員　ありがとうございます。

○山田委員　図書館計画なのですけれども、32ページからの第６章の図書館構想、これの立ち位置というか、非常に立派な構想ですばらしいなと思うのですけれども、これは誰に。要するに、これが実現すればすばらしいのだけれども、実現しなければ何だかよくわからない。それがこの10年間の計画に盛り込まれているということは、この計画の中での位置づけというのがどういうふうになっているのか。例えば市長部局向けに、これがみんなの考え方だから、10年間の中でこれを実行に移せるように検討してくださいというようなことを言おうとしているのかどうか、そういうことについて教えていただけますでしょうか。

○徳山図書館長　今回こちらを出したものは、今まで西東京市図書館６館でずっとやってきまして、施設の老朽化とか、いろいろ課題が見えてきているというところがあります。その中で今後、図書館をどうしていくかというところは、図書館も教育委員会も含め、あとは施設を管理しているのが市長部局のほうの公共施設マネジメント課というところとの計画も関わ

ってくるというところがあります。ですので、今回はどういう図書館が西東京市として必要なのかとか、どういう図書館をつくるのかという、その大もとの考え方は図書館がつくるというふうな考えでありまして、今回その考え方を示したというところになっております。

この後、この考え方をどうやっていくかというところは、市長部局とも連携を図らなければならないと思っておりますので、今後この構想をもとに、いろいろ協議というか話をしていくなり、この後実際に基本構想とか、本当に実現するような形になりましたらその手順というものを踏んでいくような形になるので、あくまでもこれは図書館というか教育委員会が、市として市内にこういう図書館が欲しいというものを出したという位置づけです。

なので、図書館計画５年間にはなりますが、この５年間でつくれるとかそういうことではなく、あくまでも方向性とか理念というか、そういった考えを示したものというふうに今回は出しております。

○木村教育長　山田委員、よろしいですか。

○山田委員　非常に重要な、言ってみれば提言ですよね、市長部局に向けたというか。そういう市民に対しても、西東京市の図書館はこうあるべきであるということを提案すると。ただ、その図書館計画というのは、そういう基本的なコンセプトに基づいて５年間でこういうことをしますよというのを示すのが計画じゃないかなと思うので、一つの章立てで、しかも最後でしたっけ、これ。第６章でぽっとつけただけというよりは、頭出しでこういうものが西東京市には必要なのだというのをどんと出したほうが、アピールするんじゃないかなと。それを実施するために必要なステップがあるとは思うのだけれども、こういうコンセプトが通るまでの間は、これに従って動き出すまでの間はこういうことをやっていますみたいな持って行き方のほうがアピールするんじゃないかなとちょっと思いましたので、余計なことかもしれませんけれども、ありがとうございます。

○後藤委員　西東京ふるさと探究学習の関係で、２点お聞きしますので教えてください。

まず文化財保存・活用計画のほうですけれども、66ページに、目標４、西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐという目標のもとで、中ほどに、子どもがど真ん中というところで、西東京ふるさと探究学習のことがきちんと触れられております。これを踏まえまして68ページに、小・中学校と連続した文化財に関わる地域教育の推進（新規）とありますが、これは具体的にどんな形で推進していくのかというのがちょっとまだ見えていないので、具体的に何かあればということです。

さらに関連して、76ページ中ほどですが、下野谷遺跡を伝え、未来につなぐということで、取組の方向性４－１のところで、西東京ふるさと探究学習での活用等の学校教育との連携とありますが、これはかなり具体的なところかと思いますが、この点、何かお考え等がありましたら教えていただければというのが１点です。

それから２点目ですが、西東京市図書館計画の中で、23ページの基本方針３、西東京市の文化・歴史を次世代に継承するためということで、取組の方向性、取組内容が示されているのですが、ここにはふるさと探究学習は触れられていなくて、25ページの基本方針４、未来を担う子どもの読書活動を支援するためにというところで、その関連で、27ページの一番上のところに取組内容㋑ということで、「西東京ふるさと探究学習」を支援ということである

ので、ちょっと目標が、それぞれ計画では違う目標の中についてはいるのですけれども、恐らく調べる学習コンクールの表彰式の写真が下にあるような考えですので、そういう考え方なのかなとは思うのですけれども。そのことも踏まえまして、具体的にどんな支援をするのか、もしお考えがありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○吉田社会教育課長　文化財とふるさと探究学習についてお答えさせていただきます。

こちらのほう、今、教育指導課と連携しながら進めているところでございます。ちなみに今年度につきましては、下野谷を題材にふるさと探究学習を、下野谷に直接行っていただいて、社会教育課と連携しながら探究学習を進めております。今後につきましても教育指導課と連携しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○徳山図書館長　図書館計画のところの西東京ふるさと探究学習記載の部分に関して説明いたします。

まず基本方針３につきましては、西東京市の文化・歴史、そういったものを収集し保存し活用するというところの部分になってございます。このふるさと探究学習というところでは、確かに地域のことを含めての学習を支援するというところでは、西東京市に関する歴史やそういったものに関しては、基本方針３のところのいわゆる地域・行政資料室に関わるのですが、ここはどの世代でも利用できるという視点で書いていますので、あえて西東京ふるさと探究学習という項目は入れておりません。

かわりに基本方針４は、学校との連携という意味では、資料と子どもたちを結ぶためには、まず図書館では、この子どもたちと関わる担当部門というところがとても大きく関わるところと、あと、学校司書との連携ということもございますので、そういった意味では、図書館としてはまずここの基本方針４のところに入れて、その中で資料のレファレンスだったり資料の提供だったり、もしくは地域・行政資料室につなげるというような、こういう役割も含めて考えているところでございます。

以上となります。

○木村教育長　後藤委員、よろしいですか。

○後藤委員　この西東京ふるさと探究学習は、さまざまなところと連携してやっていくことが非常に大切かというふうに思っておりますので、是非引き続き連携のもとで進めていただければと思います。

以上です。

○今井委員　文化財保存・活用計画、図書館計画をつくり上げるのは大変だったと思います。ありがとうございます。

文化財保存・活用計画のほうではちょっと意見なのですけれども、特に郷土資料室とか下野谷遺跡とかに関しては、西東京市の小学校、中学校で育った子どもたちが実際に行ったことが、みんなが行ったことがあるといいなというふうに思っていて、すみません、全校の状況がわからないのであれなのですけれども、郷土資料室に３年生のときに子どもが行ったことがあるのですが、下野谷遺跡はアクセスの問題だったりいろいろあって、なかなか全校の

どこかの学年のタイミングでもいいのですけれども、訪れるというのがないというふうに聞いたので、オンラインでいろいろ勉強するのもいいのですけれども、この前、下野谷遺跡で研修会を行ったときに学芸員の方が、目で見て耳で聞いて景色を感じたり、鼻でにおいを感じて体で感じてほしいというのをおっしゃっていて、それは私もすごく大切だなと思うので検討していただけるとうれしいなと思いました。

あと、図書館計画の27ページの、細かいことで申し訳ないのですけれども、取組②のところの保護者、ＰＴＡとの連携と支援というところの、ＰＴＡという意味合いはどういう意味なのかな。聞き方が難しいのですけれども、親の会のことを指しているのか、小中保護者のことを指しているのか、どんなふうな意味合いなのかなというのを教えていただけますか。

○徳山図書館長　こちらのＰＴＡというのは、会というか、ある学校で読書の読み聞かせをされている学校があるというのは伺っており、各小学校、中学校でやっているというところを聞いております。その方たちのグループというか、学校の中で子どもたちに読書活動している方、保護者の方という意味でＰＴＡというふうな表現をしております。

○今井委員　ありがとうございます。すみません、私が勝手に勘違いしていたのかもしれないのですけれども、ＰＴＡというと数年前は加入率100％の親の会という感じだったのですけれども、今は割と非会員の人たちも増えてきてＰＴＡではなくなるというところも増えてきたりしていて、最初は小中の保護者のことを指しているのかなと思ったので、そういうＰＴＡという言い方だと、必ずしも小中の保護者のことを指す言葉ではなくなってきているかなという気がしていて、この資料に限らずなのですけれども、なかなかＰＴＡという言葉の使い方、たった３文字なのですけれども、意味合いがこれからは変わってくるのかなというふうに思って質問しました。読み聞かせのグループという意味であればそれは理解したので、ありがとうございます。

○吉田社会教育課長　私のほうから、下野谷遺跡と郷土資料室の認知度につきましてお答えさせていただきます。

今の素案の42ページ、こちらのアンケート結果について、委員のおっしゃるとおりで、小学校のほうにつきましてはかなり認知度のほうが高く数値にも出ているのですけれども、中学校についてはかなり低いという形で、社会教育課としましても、ここのところは今後の課題と大きく受けとめているところでございます。

また、小学校のほうは、教育指導課とも連携して、現地のほうに行っていただくような形で今連携しているところでございます。１校でも多く現地に行っていただいて、じかに見て触れていただくのが私たちもベストだと思っておりますので、今後そのような形で進めていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○今井委員　ありがとうございました。

○木村教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

――

○木村教育長　日程第３　その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和６年西東京市教育委員会第１回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午　後　３　時　33　分　閉　会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署　　名　　委　　員